

育児休業に伴う任期付職員の募集について

総務省関東管区行政評価局では、育児休業に伴う任期付職員の募集を行います。採用条件は以下のとおりです。

募集要領

職務内容	(1) 職員の服務規律、福利厚生、研修及び栄典に関する業務 (2) (1)のほか、人事等業務に関し任命権者または所属長が指示する業務
募集人員	1人
募集対象	<p>以下の条件を満たしている方</p> <p>1 積極的に業務に取り組む意欲があり、人格円満で協調性を有していること。 2 PC操作（ワード、エクセル等）の経験を有していること。 3 官公庁又は民間企業において、概ね1年以上の職務経験を有し、人事等業務への従事経験を有していることが望ましい。</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <p>1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 　○ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 　○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 　○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）</p>
勤務時間	8時30分から17時15分まで（土日休日を除く）（休憩時間60分）
勤務地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館19階 関東管区行政評価局
雇用期間	令和8年4月1日から9年12月31日まで。採用後、原則として6か月間は条件付採用期間とする。
賃金支払日	原則として毎月16日
賃金	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき学歴・職歴等を考慮して決定
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給（ただし、1月当たり上限15万円）
退職手当	国家公務員の退職手当の規定に基づき、支給の有無を決定。
加入保険等	総務省共済組合に加入
住宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> 以下の応募書類（様式等は当局ホームページに掲載）を郵送又は電子メールにより送付願います。 《応募締切》令和8年2月17日（火）15:00必着 《応募書類》 <ul style="list-style-type: none"> ①履歴書（様式1。市販のものでも可） ②職務経歴書（様式2） ③小論文（様式3） 郵送で応募する場合は、封筒に「育休任期付職員応募」と朱書きの上、下記の〔履歴書等の郵送先〕宛てにお送りください。 電子メールで応募する場合は、件名を「育休任期付職員応募」とし、(kanto.saiyou@soumu.go.jp)宛てにお送りください。（受領後、当局から受領確認の返信をいたします。メール送付後3～4日経過しても当局からの返信がない場合は、048-600-2300までご連絡ください。） 書類選考及び論文試験の結果、面接試験を行うこととなった方に対して、令和8年2月20日（金）15:00までに、日時等の御連絡を差し上げます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 応募の秘密については厳守いたします。応募書類は返却いたしません。（責任を持って廃棄いたします。） 採用者にあっては国家公務員法の適用を受けます。 育児休業中の常勤職員の代替職員として、常勤職員と同様の職責で業務を遂行していただくことになります。

〔履歴書等の郵送先〕

〒330-9717 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
 さいたま新都心合同庁舎1号館 19階
 関東管区行政評価局総務課人事係

〔連絡先〕

関東管区行政評価局総務課人事係（職員採用担当）
 TEL 048-600-2300